

研究論文

国家語の概念小史
—19世紀半ばから20世紀前半のドイツ語圏、保科孝一、
田中克彦までにおける—

西 島 佑

キーワード：国家語 国語 多言語主義 保科孝一 田中克彦

要 旨

国家語 (Staatssprache ドイツ語) という概念は、多言語問題のある社会で生まれ、法的・言語政策的な側面を強く含意しているという特徴がある。国家語は、国民国家を背景に成立してきた国語とは異なるルーツをもち、異なった概念として成立してきたといえることができる。

この Staatssprache は、19世紀半ばのドイツ語圏で意味をもちはじめ、戦前保科孝一によって「国家語」と翻訳され、戦後田中克彦によって再びとりあげられた経緯がある。本稿は、こうしたドイツ語圏から保科孝一、田中克彦によって論じられてきた国家語の概念を史的におうことで、その意味内容を明らかにすることを目的としている。

はじめに

日本語には、「国家の言語」を指し示す用語として「国語」と「国家語」という2つの概念がある。この内、「国語」については、とりわけ90年以降国民国家・ナショナリズム批判の背景から多くの研究が行われてきた。これに対して「国家語」については、用語の認知度は増えつつあるものの、目立った研究はほとんど存在しない。一体「国家語」とは、どのように概念規定することができるのだろうか。

国家語 (Staatssprache ドイツ語) は、19世紀半ばのドイツ語圏、とくに多言語問題を抱えていたオーストリア＝ハンガリー帝国を中心に出てきた概念であり、多言語状況が強く認識されている側面がある。この Staatssprache は、戦前保科孝一によって「国家語」

と翻訳され、戦後田中克彦によっても固有の概念としてとりあげられてきた経緯がある。国家語は、国語とは異なるルーツを経てなりたってきたのである。

本稿では、この国家語という用語が、ドイツ語圏から保科孝一、田中克彦を経てきた過程を史的に明らかにすることで、その概念を解明し、また国語とは異なることばがあることの意義をさぐってみたい。

国家語と国語の違いとはなにか

多言語問題を背景に出してきた国家語は、国語の概念とは異なると述べた。しかし、一体なにがどう違うのだろうか。本論へ進む前に、ここで国語と比べながら、国家語の概念について抽象的な規定を行っておきたい。

最初に国家語を理解する上での比較対象として、国語の概念に手短にふれよう¹⁾。国語とは、国民国家を背景に生み出された概念であり、「国家の言語」だけではなく、「国民の言語」という意味がある。そのため国語は、「国民全員が第一言語として使用できるようにすべき」といった理念がこめられている。つまり国語は、単一言語主義的である。

さらに国語は、「美しい国語」といったように情緒性をもって語られることが多い。ここから国語は、政策的・実務的な概念ではなく、「ナショナルなものとのむすびついた情緒」を喚起させる構成要素をもっていることがわかる。こうした情緒性は、国語となる言語を普及するための根拠とされることがある。

こうした国語とナショナルなものとのむすびつきは、ことばの呼称からもうかがうことができる。国家語が*Staatsprache*と、国家 (*Staat*) との関係性を強調しているのに対して、国語に対応するドイツ語は*Nationalsprache*であり、ナショナルなものとのむすびつきが全面にあらわれた呼称となっている²⁾ (Ahlzweif 1994)。

次に国家語の概念の理念型について述べる。田中克彦は、国家語の特徴として①多言語状況の中で法的に制定される、②国家業務のための言語、③複数言語との併存を認める、という3点をあげている (田中 1998:82)。ただ、これだけではわかりにくいので、もう少し敷衍してみよう。

①国家語は、多言語状況の中で法的に制定される。国家語が法的に制定される理由は、多言語問題を抱えた社会では、どの言語が「国家の言語」になるのかという議論が提起され、その解決として「国家の言語」を法的に定めようとするところからきている。つまり国家語は、言語の政治性が認識されており、同時に「どの言語が、どの場所で——行政、学校、裁判所、軍隊等で——使用されるのか」ということを定める言語政策的な側

面を必ずもっている。こうした点は、必ずしも言語の政治性が認識されず、法的制定を必要条件としない国語とは対称的である。

②国家語は、国家業務のための言語である。ここで国家業務のための言語とは、行政府や立法府の公用語のほか学校、裁判所、軍隊で使用される言語を意味している。しかし、国家業務のための言語が意味しているのはそれだけではない。国家業務のための言語とは、国語にあるような情緒性(「美しい国語」やナショナリズムを源泉とする情緒性)をもたないことを意味している。こうした要素は、①とも関連してくるが、言語の政治性が広く認識されている状況で国語のような情緒性を主張することは、非国家語の使用者たちの反発を招くことからきている。そのため国家語には、実務的・政策的な要素のみが主張される。

③国家語は、複数の言語との併存を認めている。複数の言語との併存が意味するのは、社会の中で国家語以外の言語が承認されており、また今後も残り続けることへの支持があることをいう。具体的にいうと、オーストリア帝国では領邦単位で使用される領邦語(Landessprache)という法的な用語があり、行政官庁の陳情・請願の対応や、裁判所での使用言語、そして学校の教授言語として用いられていた³⁾(川村2012)。これに対して国語は、「国民全員の第一言語になるべき」といった理念があることから、社会の多言語性を解消すべきという含意がある。非国家語への承認や共存を含意しているのか否かという違いが国家語と国語にはある。

もっとも、詳細は後述するが、必ずしもすべての国家語が上記のような概念であったわけではない。論者が異なれば、当然ながらその概念が異なることが多い。結論からいうと、①と②については、国家語の概念を考察した多くの議論の共通項となっている。ところが③の位置づけについては、論者により異なっている。以下、具体的な国家語の概念を論じていく。

1. 19世紀半ば～20世紀前半におけるドイツ語圏の「国家語」概念⁴⁾

オーストリア＝ハンガリー帝国という、国民国家的な単一言語主義ではなく、多民族社会に対応した多言語主義的な言語政策をとった国として記憶されている。もっとも、多言語主義的な政策がはじめからとられたわけではない。当初は、1740年のマリア・テレジアの治世からその息子のヨーゼフ二世の時代にかけて中央集権化が行われ、ロムバルディアとニデルラントを除く全地域でドイツ語の官庁使用が進められた。これは当時ラテン語を官庁の言語としていたハンガリーを中心に大きな反発を招き、後の民族

運動を生み出す起源ともなっている。ドイツ語使用の強制は、1790年から始まるレオポルト二世の治世で緩和されたものの、民族的反発がおさまることはなく、1848年の3月革命を招く一因ともなった。その上に1866年の普墺戦争によるオーストリア側の敗北とドイツ連邦からの離脱が重なり、非ドイツ系民族を抱える多民族国家として再編成する必要が迫られたのである。その象徴が二重帝国への再編を決めた「ハンガリー和協」と、民族平等の理念を掲げた「国家基本法」の制定である。こうして帝国は、多数の民族語を抱えた国として、その方針を変えることとなった（矢田1977）（丹後1986）（大津留1995）。Staatsspracheという用語が明確な意味を持ちはじめたのは、この頃（19世紀半ば頃）からであり、時代的な必要であったといえるだろう（以下 Staatssprache は、「国家語」と表記する）。

1.1. ドイツ語圏における「国家語」の展開

国家語の起源を明確にするのは難しいが、筆者が確認できた限りだと、用語自体は18世紀には存在している。1788年に出版された *deutsch=böhmisches Nationalexikon* の序文の中に国家語ということばがある。同様のことは、19世紀前半の *Allgemeine deutsche Real-Encyclopädie für die gebildeten Stände*（196頁）や *Staats-Lexikon oder Encyclopädie der Staatswissenschaften*（573頁）にも確認できる。しかしながら、これらには国家語という項目が設けられているわけではなく、明確な意味をもって使用されていたとはいえない。国家語が、固有の概念として使われはじめるのは、やはり19世紀半ば頃からである。

ピーラー（Pierer, Heinrich August）によって編纂された『現在と過去の普遍辞典』（*Universal-Lexikon der Gegenwart und Vergangenheit*）には、第2版（1840-1846）から国家語の項目がある。ここで国家語は、国家における公共的交渉（*öffentliche Verhandlungen*）を行うための言語であり、主に首都圏で話されるとしている。また裁判所において、国家語以外の言語使用が場合によって認められるという記述がある。具体的な事例はあげられていないが、国家語にはなんらかの制限が付き、非国家語の使用が認められる場合を想定していたことがうかがえる。

1928年にベルリンとライプツィヒで出版された『法学辞典』（*Handwörterbuch der Rechtswissenschaft*）には、より詳細な記述がある。これによると国家語は、国家の業務のための言語であり、法的に制定されるとある。国家語が複数ある場合も想定されており、ベルギーやスイス、カナダが例としてあげられている。また国家語は、その使用が少数言語のために制限されることや、国家語とは別に公用語が設けられることもあると

している。この法学辞典の定義は、①法的制定②業務語③複数言語との併存、となっており序論で述べた定義と重なる。田中克彦もこの辞典の定義を参考にしたと述べている（田中1998：80）。1885年にウィーンで出版された『国家学事典』（*Österreichisches Staats-Lexikon: Handbuch für jeden Staatsbürger der Reichsrathsländer*）も、同じ定義となっている。

国家語は、後述するように学術的な概念として定義することも試みられたが、多くは立法の場で使用される用語であった。1848年には、プラハ選出のボロッシュ(Borrosch)という議員の演説の中で使用されたという記述がある(Madeyski 1884: 18)。19世紀半ばには、政治の場でも使われる用語になっていたとみてよいだろう。その立法の場で、もっとも詳細に国家語について語られたのが、次の「シャルシュミット提案」である。

1.2. シャールシュミット提案における「国家語」の定義

シャルシュミット提案とは、オーストリアにおけるチェコ語問題——チェコ人による、チェコ語の権利意識の高まりから生じた一連の政治的騒動——に直面し、ドイツ系の議員から逆提案として出てきた法案である。

1879年4月に首相のターフェと法相のシュトレマイルの連署により、「ターフェ・シュトレマイル言語令」がボヘミアとモラヴィアに発布された。この言語令によって、チェコ語がボヘミア、モラヴィアにおいて領邦語となり、領邦の行政官庁をはじめ幅広くその使用が認められるようになった。またチェコ語がドイツ語とともに外務語(äußere Sprache外部からの陳情・請願への対応語)となったことにより、チェコ人が公務員や裁判官に進出することが可能となった(川村2012：56-57)。しかし、これにより支配的な言語であったドイツ語の地位低下を危惧したドイツ系の議員の反発を招き、ドイツ語を国家語として法制化する動きが生じた。これは5月に「ヴルムブランド提案」として結実し、長引く騒動を経て、1886年にはフルメツキー、シャルシュミットにより国家語をより詳細に定義した「シャルシュミット提案」として衆議院に提出された。ところが、この法案は否決されたため、歴史上の表舞台に出ることはなかった。もっとも、国家語を詳細に定義したこの「シャルシュミット提案」は、その概念史を明らかにする上で大きな参考となる。

シャルシュミット提案の内容は、大きく2点に要約できる⁵⁾。第一に、ドイツ語を国家語として規定し、政府、中央官庁、最高裁判所、国会、さらに法律と公文書で使用される言語としている。また教育機関、公務員の就職資格にドイツ語の優越的地位が固定化された。第二に、領邦語の存在を認め、地方官庁への陳情・請願、裁判所や公告、

公文書に領邦語の使用が可能となった。第7条では領邦で使われる領邦語が列挙されている。また教育機関における少数言語の権利が保障されることとなった。

シャルシュミット提案は、①国家語の法的制定を要求し、②国家業務のための言語であり、③複数言語の併存を含意している。たしかにドイツ系の議員集団によって提出されたものであり、ドイツ語優位の性格はあるが、言語の政治性への認識や言語政策へ繋がる内容であり、社会が多言語であり続けることへの理解がある。歴史学者の川村清夫は、このシャルシュミット提案に対して、抑制がきいた穏健なものとして評している（同上：71）。

1.3. 「国家語」の学問上の定義

学問の中で国家語がどのように考察されたかについてみてみよう。最初にあげなければならないのは、マデイスキー（Madeyski, Stanislaus Poray Ritter v.）である。マデイスキーは、1841年ガリツィアに生まれ、法務省に勤めた後、86年クラカウ大学教授になっている。79年から政治家としてポーランドクラブのリベラル派に参加しており、先ほど述べたシャルシュミット提案の前身であるヴルムブランド提案を審議する言語委員会では書記をつとめた。国家語の概念史においてマデイスキーが重要なのは、おそらく最初の国家語の学術的著作となる『ドイツ国家語またはドイツ国家としてのオーストリア』（*Die Deutsche Staatssprache, oder Oesterreich ein deutscher Staat*, 1884）を執筆したためである⁶⁾。後述する保科孝一も同書を所有していた。

マデイスキーは、国家語の定義として「国家の機能を用語として表現したのが国家語である」と述べている（Madeyski 1884:25）。そして国家語の内容として3つあげ、①国務行政、②教育語、③立法・司法・公的生活の言語としている（Ibid.:27）。これらは、これまでの国家語と少し異なっているようにみえる。なぜだろうか。

実はマデイスキーの著作は、上記の定義を分析概念として用いながら、様々な国の国家語制定の議論を政治史的に論じたものである。その事例の中には、多言語問題を抱えた国だけではなく、単一言語主義色の強いプロイセンやハンガリーも含まれており、そうした国々も国家語という分析概念で論じられている。ここからマデイスキーの国家語概念は、①法的制定と②業務語という構成要素のほか、③複数言語との併存だけではなく、④単一言語主義国の言語という内容が加わり、広い意味で使用されていることがわかる。だからこそマデイスキーの国家語の定義は、「国家の機能を用語として表現したのが国家語」という多言語主義・単一言語主義の両方を含める抽象的なものとなっている。ただし、マデイスキー自身は、今日でいうところの多言語主義者であり、単一言語

主義の理念には批判的である (Ibid.:58-9, Anm.2)。

これに対してツォルン (Zorn, Philipp Karl Ludwig) は、国家語をより単一言語主義的な概念としてとらえている。ボン大学教授 (法学) であったツォルンは、1903年にベルリンで国家語に関する論文を発表している (Zorn 1903)。ツォルンは、国家語を明確には定義していないが、多言語を擁護する政策的方向性をとったオーストリア帝国を批判し、国家の言語はひとつであるべきと論じている (Ibid.:2)。この主張の背景にあったのは、ドイツ国内に存在したポーランド語であり、オーストリア帝国のように領邦語を設けることへの拒否だろう。その上で国家語は、国語 (Nationalsprache) とは異なり、法的に制定されなければならないと述べており (Ibid.:20)、国家業務のための言語としている (Ibid.:10-11)。

同論文はこうした思想のもと、行政や学校、裁判所等で国家語となるドイツ語使用の徹底を言語政策的に論じている。ツォルンは、ドイツ帝国は国民国家であり、ドイツ語の国家であると断言している (Ibid.:28, 31-32)。

以上のことからツォルンの国家語概念は、①法的制定、②業務語に加え、③単一言語主義国の言語という理念がこめられているといえることができる。

言語的国民国家路線をとった当時のドイツを体現するかのようなツォルンであるが、国家語の普及について、言語政策的に述べている点は注目すべきである。ここには国語のような、「国家の構成員は、美しいドイツ語を学ぶべき」といった情緒的な言語普及の主張はみられない。

1.4. 小括

ドイツ語圏における国家語概念の共通項は、いずれも①法的制定、②国家業務のための言語であった。他方で複数言語との併存という点については、共有されたものとはいえない。ツォルンの述べる国家語のように、国家語を単一言語主義とむすびつけた概念が存在しているからである。

①と②の構成要素は、多言語状況の中で「どの言語が、国家の言語になるのか」という言語の政治性が背景にあることからなりたつたものといえる。ここに国語のように、ナショナリズムを源泉とした情緒性が主張されることはない。というのは、言語の政治性が認識されているところで、つまり非国家語の使用者の反発を招きやすい状況で、そういった主張をすることは、困難であったためである。この点は、ツォルンでさえ同様であった。

19世紀半ばには、固有の概念として使われはじめた *Staatssprache* であるが、その後

日本語に翻訳される過程で、その意味は当時の日本の状況に置き換えられることとなった。次は、その変化を保科孝一からみてみよう。

2. 保科孝一の「国家語」概念

保科孝一（1872-1955）は、1872年山形県に生まれ、97年に東京帝国大学文科大学国文学科を卒業した。その後1911年から2年間ヨーロッパへ留学し、25年に東京文科大学教授となっている。1899年以降亡くなるまで、文部省からの国語政策や国語教育に関する仕事を引き受けていた（浮田2015：64-65）。戦前にドイツ語の *Staatssprache* を「国家語」と翻訳したのは保科である。しかし、それはドイツ語圏で行われてきた議論とは異なった概念として提示された。本節では、保科の国家語概念がどのようなものなのか明らかにしたい。

2.1. 翻訳の背景

最初の疑問として、なぜ保科は、国家語ということばを *Staatssprache* から翻訳しなければならなかったのかという問題がある。当時すでに「国語」は、日本語の中で広く使用されており、新しいことばを必要とする理由がどこにあったのだろうか。結論からいうと、「国語」ということばでは対応できない事態を保科は問題としていたのである。

保科が国家語について中心的に論じた文書である「国家語の問題について」は、1933年に発表されている⁷⁾（保科1933a）。この論文で保科が問題にしているのは、帝国日本内の朝鮮人をはじめとした少数民族の代議士が、自らの言語の権利を主張することであった（同上：64）。当時、ウィルソンの民族自決の原理に触発された運動が各地で広がっており、帝国日本でも三・一独立運動や台湾議会設置運動が生じた。保科にとって、こうした出来事は、やがて言語への権利意識に繋がるものととらえられたのである。「すでに鮮人の代議士も議政壇上に送られて居るが、今後その数も年とともに増加するであろう。それらの人々はもちろん日本語を用いるのであるが、将来なんらかの機会に母語の使用を要求するかも知れない。その時にはじめて国家語の問題が正式にあらわれて来るのであるが […]」（同上：64）。帝国日本内の各民族が言語への権利意識を高めることで、「国内のいかなる言語が、国家の言語になるのか」という言語の政治的問題が浮上する可能性がある。これが保科の問題意識であった。

ところが、この問題を提起するためには、国語ということばでは困難があった。その困難とは、国語には「国家の言語」と「国民（民族）の言語」⁸⁾ という2つの意味があ

ることである。「ひとつの国家に、ひとつの言語」という言語的国民国家の場合、民族の言語はそのまま国家の言語も意味するので問題は生じない。ところが、これが多言語社会の場合、民族の言語が必ずしも「国家の言語」を指し示すとは限らない。帝国日本が多言語化するのであれば、言語的国民国家を前提とする国語という用語の使用は、現実に耐えられなくなると考えられた。

保科は、国家語の問題について次のように述べる。「国家語 (Staatsprache) の問題はいかなる場合に発生するかは深甚の攻究を要するきわめて重要な問題である。一体種々の民族が相集って一の国家を構成するか、あるいは同種の民族であっても、かれらはそれぞれ固有の言語を有するとき、その国家がいずれの言語によって国務を執行するかがかならず重要な問題としてあらわれて来なければならぬ。その重要な問題とはすなわち国家語に関するものに外ならない」(保科1933a: 1)。多言語社会の中で、「どの言語が、国家の言語になるのか」という問題を論じるためには、「国家の言語」だけを指し示す用語が必要であった⁹⁾。このような事情があったため、保科は国家語という用語を必要としたのである。

2.2. 保科の「国家語」概念

具体的に保科の国家語概念をみてみよう。第一に保科は、すでに述べたとおり、国家語は多言語問題が生じる中で法的に制定されると考えていた。第二に、国家語は国家業務のための言語と述べている¹⁰⁾。「もし政治上の利害から離れて抽象的にその定義を下して見ると、「国家語とは国務を執行するために用いられるものを言う」というのがもっとも穏健なものと思う」(保科1933a: 14)。

それでは複数言語との併存はどうだろうか。保科は、多言語社会について次のように述べる。「国語と国家国語と民族の関係から見て、一の国家は一の民族と一の国語によって構成せらなければ、その基礎を強固に築き上げることが困難なものであることが戦前におけるオーストロ・ハンガリーの国情に徴してもっともよく証明されるのである」(同上: 60)。保科にとって社会の多言語性は、望ましいものではなく、将来おこるかもしれない厄介な問題であった。帝国日本が多言語社会になるということは、第一次世界大戦後に崩壊したオーストリア＝ハンガリー帝国のように政治的苦難を招くかもしれない。だからこそ、あらかじめ日本語を法的に制定し、多言語問題が生じないようにすることで、単一言語主義の理念をつらぬこうとしたのである¹¹⁾。

以上のことから、ドイツ語圏の国家語が多言語問題に対してなんらかの解決を目指すものであったのに対し、保科の国家語概念はそうした問題を引き起こさないための予防

として制定が要求されたといえることができる（イ 2010：333）。

2.3. 保科からみる「国家語」と「国語」の違い

ここで保科の国家語概念が前述した内容のものであるならば、国語と同じではないのかという疑問が生じるかもしれない。しかしながら、保科の述べる国家語も、やはり国語とは区別すべきものである。

保科の国家語概念は、①法的制定、②国家業務語、③単一言語主義であり、前述したツォルンのそれに近い¹²⁾。ただツォルンは、当時のドイツに存在する多言語問題を、単一言語主義的な国家語による解決を主張したのに対して、保科は将来起きるかもしれない多言語問題への予防として国家語を考えていたという違いがある。もっとも両者には、共通している点も多い。

第一に、保科が述べる国家語も情緒性が主張されることはない。かわりに保科は、オーストリア＝ハンガリー帝国とプロイセンの言語政策の違いから、国家語となる日本語の普及を説いている。こうした一面は、実務家でもあった保科のパーソナリティからくる面もあるだろうが、国家語という概念の共通項のあらわれという側面もあるといえる。というのは保科も、言語の政治性についてある程度の認識があったからである。そういった認識があるのであれば、情緒性を根拠に多言語問題の解決を説くことは、やはり難しかったと考えられる。この点は、保科の師でもあり、熱烈に国語の普及を説いた上田万年とは対称的である¹³⁾。

これに対して国語は、国内のいかなるところでも、使用されることが当然視されている。つまり言語の政治性への認識が希薄である。そのため言語や言語普及を情緒的に語るものがためられることはない。結果として国語は、「美しい国語」といった情緒性をもって語られることが可能となっている。

もっとも、単一言語主義的な理念を強く含意しているという点だけに注目すると、保科の国家語概念は、国語とほぼ同じである¹⁴⁾。この点のみに注目すれば、保科の国家語と、国語との違いは、理念を実現するための手法の相違、つまり言語政策的か（国家語）、それとも情緒性が根拠にされることがあるのか（国語）という違いにつきる。

とはいえ、日本語で議論された国家語概念は、保科のようなものだけではない。戦後になると、少なくとも国語と比べ、国家語をある程度肯定的にとらえた議論がある。次は、その議論を田中克彦からみてみたい。

3. 田中克彦の「国家語」概念

戦前、保科孝一によって翻訳された国家語であるが、その認知度が高まることはなく、戦後になるとまったくといっていいほどかえりみられなくなった。ところが近年では、タイトルに「国家語」が含まれる文献や論文も散見できるぐらいには知られるようになっている。そのようにいった理由は、いくつか考えられるが、田中克彦が1970年代から国家語を再びとりあげたことも一因といえるだろう。

田中の国家語概念は、すでに序論でもふれたが、①多言語状況の中での法的制定、②国家業務のための言語、③複数言語との併存という3つの構成要素からなっている。しかし、これで田中の国家語概念について論じつくしたわけではない。田中は、70年代の頃から国家語ということばを使用しているが（たとえば田中1975、1977、1979、1981a、1983）、その意味は80年代後半以降に大きく変化している（田中1989、1998、2000）（亀井、田中1994）。ここで前者を前期田中、後者を後期田中とすると、その境目は80年代半ば頃になると考えられる（上であげた田中の定義は、後期のものである）。田中の国家語概念は、前期と後期でどのように違うのだろうか。そしてなぜそのような変化が生じたのか。この点を明らかにしなければならない。

3.1. 前期田中の「国家語」概念——国語とのあいだのふらつき

一言で述べるなら、前期田中の国家語概念は、国語との区別が不明瞭であった。1979年に雑誌『言語生活』上で田中、グロータース、見坊による国家語をめぐる論争が生じた¹⁵⁾。この論争の中で、田中が国語と国家語について述べている箇所がある。「私は「国語」と「国家語」との間をかなりふらついており、時には「国（家）語」という書き方もしている」（田中1979：227）。このふらつきを抱えつつ、田中が国家語という用語を使用する理由は、「社会科学の用語としては、背後に国家権力による言語の排除と選定を予想させる点で、「国家語」は「国語」より数等まさる」からと述べている（同上：227）。

前期田中にとって国家語は、国語の本来のニュアンス——背後に国家権力があり、言語を選定・排除しているというニュアンス——を失わせないための用語であった。ここから後期田中とは異なり、前期田中の国家語は、国語の言い直しの域を出ていないことがうかがえる。そのため次のように述べるのが可能となっている。「母語によっては、みずから国家の言語になる機会を持ち得るのに、ある母語は、その言語共同体が属する国家の言語、すなわち国家語に従属させられることも起き得る。そのようなばあいの母語は国家語への昇進の道を閉ざされた母語として、国家語（国語）と対極をなす」（田

中1975：55)。国家語は、国語の言い直しでしかないからこそ、「国家語（国語）」という言い方が可能となっている。

しかしながら、このような前期田中の国家語概念は、後期田中によって自らくつがえされることになる。後期田中にとって国家語は、国語の言い直しではなく、国語とは明確に区別されるべき概念としてとりあげられることとなった。

3.2. 後期田中の「国家語」概念——より多言語主義的な概念規定へ

後期田中の国家語概念は、①多言語状況の中での法的制定、②国家業務のための言語、③複数言語との併存であった。田中は、これらの要素がひとつひとつ国語とは異なることを強調し、両者が混同されてはならないことをうたっている。「『国家語』は『国語』のくわしい呼び名ではないし、その「省略したい形」でもないこと […] したがって今後は、両者が混同されてもちいられることがないように願うものである」（田中1998：87）。残された問いは、なぜ後期田中は、前期とは異なり、このように国家語と国語を厳密に区別するようになったのかというものになるだろう。

その第一の理由として考えられるのは、田中自身の国家語理解の深化である。田中は、前述したグロータースとの論争の中で、本稿でも紹介した『法学辞典』などドイツ語の *Staatsprache* に関する文章を発見したと述べており（田中1979：214）、これらは後期の論文で引用されるようになっていく。また前期田中は、後期とは異なり、保科孝一を引用していない。ここから少なくとも70年代では、まだ田中は保科の国家語の議論を知らなかったと考えられる¹⁶⁾。以上のことから、80年代以降に田中は、ドイツ語圏のテキストや、保科の論文を知ったことを通して国家語への理解を深め、国語との区別を明確にするようになったといえることができる。

第二の理由として、時代的な事情とでもよべるものをあげることができる。実は、後期田中が国家語という概念を提示した際、ある背景があった。その背景とは「日本語の国際化」という議論である。80年代に出てきたこの議論は、経済大国の言語となった日本語を、海外の非日本語話者にも普及しようというものであった。田中は、1989年に発表した論文「『宗主国家語』をこえて」の中で、この「日本語の国際化」という議論にかなり紙幅を費やしており、戦前の帝国日本との類似性を見いだしている（田中1989a）。この点を理解する上で、安田敏朗の研究を補助線とするのがいいだろう。

安田は、戦前の日本が、とりわけて満洲事変以降に帝国として広がるにつれて多言語と遭遇し、「国語」が「日本語」「東亜共通語」として実態化していったと論じている（安田1997）。この「日本語」「東亜共通語」の特徴として、大東亜共栄圏の多言語性が自

覚され（安田2000：12）、日本語普及を容易にするために言語の簡易化が行われたという（安田2003：187-190）。しかし、「日本語」や「東亜共通語」は、けっして国語と無関係ではなく、その延長線上にあるものと考えられていた（同上：160）。そして「日本語には日本精神が宿る」というように情緒性や規範意識が強く主張され、それが日本語を普及する根拠や目的ともなっていたとされる（同上：148）。

田中は、このような戦前の「日本語」や「東亜共通語」があらわれた状況と、「日本語の国際化」という議論を類似した言説として捉えている。そして、そのことを表現するために「宗主国家語」という概念まで提示している。「宗主国家語は、その言語の宗主国における社会的儀礼、倫理規範をも受容するよう迫る […] 日本語教育が単なる言語体系の教育にとどまらず、そのまま日本精神や皇道精神の注入の一方法と考えられたのはそのためである」（田中1989：29）。「日本語の国際化」という問題は […] 日本語とその使用者である我々自身とを羽交いじめにしてきた、いっさいの言語イデオロギー、とりわけ「宗主国家語」イデオロギーを、そのままに放置してはおかまいだろう」（同上：30）。

田中の「宗主国家語」と、安田がとりあげた「日本語」「東亜共通語」は、細部に違いこそあれ、親和的である¹⁷⁾。どちらも国語の延長線ととらえられ、情緒性とその普及の根拠であったり、目的であったりしている。田中は、「日本語の国際化」という議論を、宗主国家語という概念を使いながら次のように述べている。「宗主国家語でまずイメージしたのは、「国語」を「国家語」にするという法的手づきもとることなく、——保科孝一はそのことを考えていた——「日本語」をそのまま異言語地域における「国語」として矛盾を感じない日本語であった」（田中1998：88）。このように「日本語の国際化」という議論を田中は問題視しており、そうした問題意識を表現するために国家語がとりあげられた形となっている。後期の田中は、国語の延長線である宗主国家語によって提示された情勢を理解するための分析ツールとして国家語を提起したといえることができる。

興味深いのは、ここで田中は、国家語をある程度肯定的に評価している点である。田中は、国家語に対して次のように評している。「国家語」の制定は、複数の異なる言語の併存を認めることを前提としている点で、それを認めない「国語」国家にくらべて、少なくとも言語の認識の点ではより寛容で、民主的だといえることができる」（同上：82頁）。さらに田中は、国家語の背後には、言語権の議論があるとも述べている（同上：82頁）。ここで述べられている「より寛容で、民主的」とは、少なくとも単一言語主義を背景とする国語と比べると、言語認識の点で国家語はより多言語主義に親和的という意味である。ここには、従来国語を批判的に考察してきた田中にとって、国家語は、国

語批判のために持ちだされた分析ツールであることをこえて、国語とは区別されるべき、「より寛容」な概念として規定されていることがうかがえる。

本稿でもみてきたように、実際に論じられてきた国家語は、必ずしも田中が述べたような多言語主義的な概念ばかりではない。ツォルンや保科のように、単一言語主義的な要素を含む国家語概念も存在している。しかしながら、だからこそ田中の国家語概念に固有性を見いだすことができるのではないだろうか。つまり後期の田中は、国語や宗主国家語を批判することを介して、ドイツ語圏や保科の議論の中から、国家語をより多言語主義的な概念として固有の規定を行ったのである。それは国語という概念しかもたなかった日本語社会を背景に見いだされた独自の概念といえるのではないだろうか。

むすびにかえて

国家語は、ドイツ語圏で生まれ、保科孝一によって日本語に翻訳され、後期の田中克彦に国語とは明確に異なる概念として規定されてきた。国家語の概念の核となっているのは、言語の政治性と多言語問題が認識されているところで生み出されたことにある。国家語は、必ず法的に制定され、実務的であり、情緒性が主張されることはない。そして国家の言語政策へと繋がっていくことを含意している。ただし、そういった国家の言語政策は、シャルシュミット提案や田中のように多言語主義的な含意になることもあれば、ツォルンや保科のように単一言語主義的に説かれることもありえた。

国家語からみえてくる言語の法的制定という観点は、現代日本においても示唆的である。というのは、日本語と法律あるいは法学との関係の希薄さを批判する言説は、むしろ現代の方が強いからである。たとえば杉本は、日本における移民や手話話者といった日本語を第一言語としない人々の公共・日常生活上の言語問題、またアイヌ、琉球、在日コリアン等における言語権問題をとりあげ、憲法学・法学が言語問題を無視し続けていることを批判している(杉本2014)。また日本語教育学会による「日本語教育振興法案」といった議論も存在する(日本語教育政策マスタープラン研究会2010)。こういった主張・批判がなされる理由として、社会の多言語問題が法的・政策的に無視されていることがあげられている。国家語の概念史という観点からみると、こうした言語の法的制定の要求は、新しい現象というよりは、言語の政治性と多言語問題へのなんらかの対処が認識されているところで生じるひとつのパターンのようなものということができるだろう。実際、上のような議論は、国語のようにナショナリズムや情緒性を根拠にした問題解決ではなく、言語政策的な解決を主張している。つまり国家語の議論と似ている側面

がある。

現代でも国家語について考える意味があるとすれば、それはこうした国語とは異なる視点が得られることをあげることができるだろう。国語は、国民国家を背景として生み出された概念である。そのため国語ということばだけを使い続ける限り、人々が国民国家以外の視点から社会をみることは難しい。他方で国家語は、多言語状況を背景に練りあげられてきた概念なので、国語とは異なる概念規定がなされている。無論、国家語も「国家の言語」である以上、その権力性・暴力性を無視することはできない。しかしながら、国家語という概念をもつことによって、国語を相対的にみることができ、より多様な問題、たとえば多言語問題や言語政策の問題について、これまでとは違った視点が得られることもあるのではないだろうか。そのように考えることができるのであれば、国家語の概念史は、そういった異なった視点を手に入れる一助となれるだろう。

謝辞

二人の人物に謝辞を申し上げます。川村清夫先生には、オーストリア帝国についてご教授をいただきました。木村護郎クリストフ先生には、ドイツ語のチェックをはじめ、何度も論文をみていただきました。心より深謝いたします。

注

- 1) 国語については、様々な観点からの研究がある。たとえば(田中1981)(長1998)(ましこ2002)(安田2007)(イ2010)。しかし、これらすべてを紹介することはできないので、本文では国家語を理解する限りで必要な要素を述べている。
- 2) ただし、日本語の「国家語」のルーツがドイツ語の *Staatssprache* であるのに対して、「国語」のルーツは、ドイツ語からではなく、日本語空間の中から練りあげられてきたものである。国語のルーツについては(イ2010)を参照。
- 3) 注意すべきなのは、領邦語は地域変種(方言)のような概念とは異なり、行政的に定められることである。つまり国家語と領邦語の関係は、国語と方言との関係のような非法律的・非行政的な関係とはまったく異なっている。国家語と領邦語の関係は、国家語が法的に制定されることの一側面でもある。
- 4) *Staatssprache* がドイツ語から日本語へと翻訳されたのは、1920年前後保科孝一によってである。そのため本稿におけるドイツ語圏の国家語の考察は、その意味が定まりつつあった19世紀半ば～20世紀前半としている。しかし、第二次世界大

戦後から現代においても *Staatssprache* という用語自体は残っている（たとえば、Haarmann 1973）（Busch 2007）、辞典なら *Verkehrs-Lexikon*。ただし戦前と戦後だと、その意味を大きく変えていることが多いため、本稿では戦後の概念については扱わない。

- 5) シャールシュミット提案の原文は（Sutter 1960:285-290）を参照。なお邦訳に（川村 2012：66-71）がある。
- 6) マデイスキーについては *Meyers Großes Konversationslexikon* を参照。
- 7) 保科は比較的是やくから国家語について言及しているが（たとえば保科 1921）、中心に論じたのは 1933 年の論文である。
- 8) 現在のナショナリズム論では、国民（nation）と民族（ethnic group）は、区別されている。しかし、保科孝一の時代だとこれらは基本的に区別されずに使用されていた。本稿もそれにならい、国民と民族という概念を区別せず、同じ意味として使用している。
- 9) こうした多言語化することによって生じる国語概念の問題は、当時の時枝誠記によってもされていた（時枝 1942）。この点以下も参照（田中 1998：82）（石 2003：17-18）（イ 2010：187）。
- 10) さらに国家語は公用語、教育語、裁判語、軍隊語という 4 つの内容を持つと述べている（保科 1933a：12）。本稿では、これらを国家業務の言語と一括りに扱いたい。
- 11) こうした保科の認識は、ドイツ領ポズナニ（ドイツ語：ポーゼン）のポーランド人に対するドイツ語普及の失敗に注目し、より徹底した同化主義的な言語政策を行う必要性を痛感したことから生じている（イ 2010：285-292）。保科が植民地における言語の政治的問題に関心をもったのは、1911～13 年のヨーロッパ留学と、その期間に朝鮮総督府から受けた「政治的国語問題」と「国語政策」の調査を受けたことによる（保科 1949：75、79-80）（イ 2010：272-275）。
- 12) 保科がツォルンの著作を読んでいた形跡はない。国立国語研究所図書館にある保科孝一文庫にツォルンの著作は見当たらないし、保科がツォルンを引用したということもない。両者の類似性は、偶然的なものと考えられる。
- 13) 上田と保科の言語の政治性への認識の違いについては（安田 2000：第三章）も参照。
- 14) 若干の違いとして、ツォルンや保科の場合、非国家語の私的使用を否定していない点あげられる（Zorn 1903:5）（保科 1933a：62）。しかし、両者ともいずれは単一言語社会になることが望ましいと考えているので、やはり国語との違いは大きくない。

- 15) 論争は、国家語という用語の存在の有無や、国家語と公用語、国語との違いなど、今からみても興味深い。関連文書は、(田中1979:190-229)にすべて所収されている。
- 16) 田中は、国家語という用語を知ったきっかけは、保科によるのではなく、カウツキーであったと回顧している(田中1979:211、1998:79)。1981年には保科の名が引用されているので(田中1981:108)、田中が保科を知ったのはこの時期だろう。
- 17) 厳密にいうと、「言語の簡易化」の有無などで違う点もあるが、ここで論点になっているのは情緒性が言語普及の根拠や目的であり、それが国語との連続性で捉えられているという点である。

文献

〔日本語〕

- イ・ヨンスク(2012)『「国語」という思想：近代日本の言語認識』岩波現代文庫
- 浮田真弓(2015)「保科孝一の国語教育研究における国家主義と「国語」の民主化」『岡山大学大学院教育学研究科研究集録』第158号、pp.63-70
- 大津留厚(1995)『ハプスブルクの実験：多文化共存を目指して』中央公論社
- 長志珠絵(1998)『近代日本と国語ナショナリズム』吉川弘文館
- 亀井孝、田中克彦(1994)「国家語の系譜」『現代思想』1994年8月号、青土社、pp.36-44
- 川村清夫(2012)『ターフェとバデーニの言語令：ハプスブルク帝国とチェコ・ドイツ民族問題』中央公論事業出版
- 石剛(2003)『増補版 植民地支配と日本語：台湾、満洲国、大陸占領地における言語政策』三元社
- 杉本篤史(2014)「再考 言語と憲法学」『東京国際大学論叢』第20号、pp.53-71
- 田中克彦(1975)『言語の思想：国家と民族のことば』NHKブックス
- (1977)「国家語イデオロギーと言語の規範」『思想』1977年9月号、岩波書店、pp.1273-1293
- (1979)『ことばの差別』社団法人農村漁村文化協会
- (1981a)「国家語のさかえ、地域語のほろび」『言語生活』1981年8月号、筑摩書房、pp.26-34
- (1981b)『ことばと国家』岩波新書

- (1983) 「個の言葉にまで流れこむ近代日本国家語」『朝日ジャーナル』1983年3月25日号、朝日新聞社、pp.28-31
- (1989) 「「宗主国家語」をこえて：国際化のなかの日本語」『世界』1989年1月号、岩波書店、pp.253-264
- (1989b) 『国家語をこえて：国際化のなかの日本語』筑摩書房
- (1998) 「国語と国家語」『思想』1998年10月号、岩波書店、pp.76-90
- (2000) 「公用語とは何か」『月刊言語』2000年8月号、大修館書店、pp.40-6
- 丹後杏一 (1986) 『オーストリア近代国家形成史：マリア・テレジア、ヨーゼフ二世とヨーゼフ主義』山川出版社
- 時枝誠記 (1942) 「朝鮮に於ける国語政策及び国語教育の将来」『日本語』1942年8月号、日本語教育振興会、pp.54-63
- 日本語教育マスタープラン研究会 (2010) 『日本語教育でつくる社会：私たちの見取り図』ココ出版
- 保科孝一 (1921) 『独逸属領時代の波蘭に於ける国語政策』朝鮮総督府
- (1933a) 「国家語の問題について」『東京文理科大学文化紀要』六卷、pp.1-64
- (1933b) 『国語政策論』明治書院
- (1949) 『国語問題五十年』三養書房
- ましこひでのり (2002) 『ことばの政治社会学』三元社
- 安田敏朗 (1997) 『帝国日本の言語編制』世織書房
- (2000) 『近代日本言語史再考：帝国化する「日本語」と「言語問題』』三元社
- (2003) 『脱「日本語」への視座：近代日本言語史再考Ⅱ』三元社
- (2007) 「「国語」とはなにか」『ことばと社会』10号、三元社、pp.208-229
- 矢田俊隆 (1977) 『ハプスブルク帝国史研究：中欧多民族国家の解体過程』岩波書店

[Detusch]

- Ahlzweif, C. (1994), *Muttersprache – Vaterland*, Opladen: Westdeutscher Verlag GmbH.
- Busch, Jörg W. (2007), *Vom Amtswalten zum Königsdienst: Beobachtungen zur 'Staatsprache' des Frühmittelalters am*, Hannover: Hahnsche Buchhandlungen.
- Haarmann, Harald (1973), *Studien zur Multilingualismusforschung und Ausbauparadigmatisierung*, Hamburg: Buske.
- Zorn, Philipp Karl Ludwig (1903), *Die Deutsche Staatsprache: zwei Abhandlungen...*, Berlin: Carl Heymanns Verlag.

Madeyski, Stanislaus Poray Ritter v. (1884), *Die Deutsche Staatssprache, oder Oestereich ein deutscher Staat*, Wien: Selbstverlag des Verfassers.

Sutter, Berthold (1960), *Die Badenischen Sprachenverordnungen von 1897*, I, Köln/Weimar: Böhlau Verlag.

[Lexikon]

Allgemeine deutsche Real-Encyclopädie für die gebildeten Stände, Brockhaus, Leipzig, 1830.

deutsch-böhmisches Nationallexikon, Prag und Wien, 1788.

Handwörterbuch der Rechtswissenschaft, Berlin und Leipzig, 1928.

Meyers Großes Konversationslexikon, Leipzig und Wien, 1905–1909.

Österreichisches Staats-Lexikon. Handbuch für jeden Staatsbürger der Reichsrathsländer, Wien: Verlag von Moritz Perles, 1885.

Staats-Lexikon oder Encyclopädie der Staatswissenschaften, Siebenter Band, Altona, 1839.

Universal-Lexikon der Gegenwart und Vergangenheit, Altenburg: Verlagsbuchhandlung, 1840-1846.

Verkehrs-Lexikon, Wiesbaden: Betriebswirtschaftlicher Verlag Dr. Th. Gabler, 1966.

A Short History of Concepts of State Language: In cases of the mid-19th and the first half of 20th century in the German-speaking countries, Koichi Hoshina and Katuhiko Tanaka

NISHIJIMA Yuu

Keywords: State Language, National Language, Multilingualism, Koichi Hoshina, Katuhiko Tanaka.

Abstract

The concept of the state language (Staatsprache in German) was born in societies with multilingual language-problems. It has characters of the legal and language policy aspects. State language has roots different from national language, which was based on nation-state. This means that state language is different from national language.

This Staatsprache was defined in the German-speaking countries in the mid-19th century. In the first half of 20th century, it was translated by Koichi Hoshina as "state language" in Japanese. And in the second half of 20th century, Katuhiko Tanaka brought up a concept of state language again. This paper has aims to clarify the concepts of state language by arguing the history of concepts of state language by the German-speaking countries, Koichi Hoshina, and Tanaka Katuhiko.

(上智大学大学院グローバル・スタディーズ研究科国際関係論専攻 博士後期課程)